

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 設 樂 隆 一	所属庁・官職 知的財産高等裁判所 所長判事	出張先 アメリカ合衆国
提 出 書 面 平成26年8月5日付け報告書簡		
キーワード欄		
・アメリカ連邦地方裁判所 [REDACTED] との対談		
・米国ワシントン大学における国際会議への出席		
・USPTO（米国特許商標庁）への訪問		
・アメリカ上院司法委員会への訪問		
・アメリカ連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の [REDACTED] 等との対談		
・ITC（アメリカ国際貿易委員会）への訪問		
・連邦司法センターへの訪問		

平成26年8月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

知的財産高等裁判所長 設 樂 隆 一

私は、平成26年7月23日から同月31日までの間、米国（シアトル及びワシントンDC）に出張しました。その概要は次のとおりです。

1 アメリカ連邦地方裁判所 [] との対談

平成26年7月24日、当職及び知財高裁の中武由紀裁判官が米国ワシントン州西部地区連邦地方裁判所を訪問し、[] と対談した。

当職からは、知財高裁で本年5月16日に判決がされた大合議事件（FRAND宣言をした標準特許に基づく損害賠償請求権の行使の可否及びライセンス料相当額が判断された事例）についての紹介と説明をし、[] からは、同様の争点に関して同判事が2013年4月25日に判決をした Microsoft Corp. v Motorola, Inc. 事件（RAND宣言がされた場合の標準特許の実施料率を算定した事例）の紹介がされ、互いに意見交換を行った。

2 米国ワシントン大学における国際会議への参加

平成26年7月25日及び26日、米国ワシントン州シアトル市において、ワシントン大学（University of Washington）付属の知的財産法研究機関である「CASRIP」（Center for Advanced Study and Research on Intellectual Property）の主催による国際会議「2014 High Technology Protection Summit」が開催され、これに出席した。

当職は、「特許強化方策（Patent Enforcement Strategy）」のセッションの一部である、「EU及びアジアの特許庁及び民事訴訟における無効の主張について（Challenging Validity at Patent Offices and Civil Action in EU and Asia）」と題するテーマのパネルに、スピーカーとして参加した。同パネルでは、台湾知財裁判所の []、特許庁審判部審判長の土井俊一氏もスピーカーとして参加した。当職は、我が国の無効審判制度と、特許権侵害訴訟における無効の抗弁との関係や相違点、これに関する実務の状況等について発表した。

3 USPTO（米国特許商標庁）への訪問

当職は、平成26年7月28日、米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office）を訪問し、[] 等と意見交換を行うとともに、改正特許法（AIA）により導入されたIPR（Inter Partes Review。当事者系レビュー制度）の審判手続を傍聴し、[] 及び [] と意見交換を行った。

[] からは、AIA制定後のUSPTOの実情として、IPRの申立てが増

加していることや、パテントトロール対策のための法案の成立が秋の選挙次第であることなど、米国の特許権を取り巻く実情の紹介がされた。また、[]からは、IPRの申立ての実情や、これに対応するためのUSPTOの体制等についての詳細な説明がされた。

4 アメリカ上院司法委員会への訪問

当職は、平成26年7月29日、ワシントンD.C.のアメリカ上院司法委員会(United States Senate Committee on the Judiciary)を訪問し、[]と意見交換をした。[]からは、アメリカのパテントトロール対策のために上院に上程されている Leahy 法案の内容と今後の見通しについて紹介されるとともに、当職からは、日本ではパテントトロールの問題が少ないことについての制度的要因等の説明をした。

5 アメリカ連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の[]等との対談

当職は、平成26年7月29日、アメリカ連邦巡回控訴裁判所(United States Court of Appeals for the Federal Circuit)を訪問し、同裁判所の[]及び[]と対談した。

当職からは、[]に対し、知財高裁で本年5月16日に判決がされた大合議事件(FRAND宣言をした標準特許に基づく損害賠償請求権の行使の可否及びライセンス料相当額が判断された事例)についての紹介と説明をするとともに、両者の間で、最近の米国のCAFCの判決等についての意見交換が行われ、今後も相互に積極的な情報交換を続けていく旨が確認された。

また、[]からは、CAFCの裁判官の任命手続やシニア・ジャッジ制度などについての説明がされ、日米のこれらの制度の違いや、日本の裁判所調査官制度とアメリカのロークラークとの違いなどについての意見交換が行われた。

6 ITC(アメリカ国際貿易委員会)への訪問

当職は、平成26年7月30日、ワシントンD.C.のアメリカ国際貿易委員会(United States International Trade Commission)を訪問し、[]、[]及び[]と対談をした。

当職からは、知財高裁で本年5月16日に判決がされた大合議事件(FRAND宣言をした標準特許に基づく損害賠償請求権の行使の可否及びライセンス料相当額が判断された事例)についての紹介をし、今後も相互の情報交換を行うことなどが話題となった。

また、[]及び[]ほかとの意見交換も行われ、[]からは、ITCの手続の概要や運用状況が紹介されるとともに、[]からは、特定の技術のバックグラウンドよりも、文科系でも技術を理解することが重要であると考えているとの意見が述べられ、相互に有意義な意見交換がされた。

7 連邦司法センターへの訪問

当職は、平成26年7月30日、連邦司法センター(Federal Judicial Center)を

訪問し、[REDACTED] 他と対談した。

連邦司法センターは、連邦司法制度における研究・教育を担う機関であり、当職と [REDACTED] とは、日米の裁判官の能力の向上のためのシステムについて情報交換を行い、また、[REDACTED] からは、特許侵害訴訟その他についての連邦裁判官の研さん資料等の紹介があり、当職への寄贈を受けた。